

宇都宮共和大学・宇都宮短期大学後援会会則

第1条 この会を宇都宮共和大学シティキャンパス・宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス後援会という。

第2条 この会の事務所は、大学及び短大内に置く。

第3条 この会は、大学・短大の教育研究の振興に協力することを目的とする。

第4条 この会は、大学・短大在学生の保護者、卒業生およびこの会の趣旨に賛する者をもって組織する。

第5条 この会の運営のため、キャンパスごとに次の役員を置き任期を1カ年とする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 委員 若干名
4. 会計 1～2名
5. 監事 1～2名

第6条 会長は、この会の責任者となり会議を招集する。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

第8条 委員は、会長を助けて運営に当たる。

第9条 監事は、この会の運営および経理の監査に当たる。

第10条 この会の運営のため、次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

第11条 総会は、定期総会、臨時総会とし議事は出席者の過半数で決定する。

第12条 総会は、次の事項を行う。

1. 事業計画案・予算案の審議決定
2. 事業報告・決算報告の承認
3. 会則の変更
4. 役員選出
5. その他、重要な事項

第13条 役員会は、各役員をもって構成する。

第14条 役員会は、総会の決定事項を執行し、総会議案の作成に当たる。

第15条 監事は、総会に監査の結果を報告しなければならない。

第16条 この会には、次の帳簿を備え、必要な記録を残さなければならない。

1. 会議録
2. 会計簿

第17条 この会の経費は、会費（年額10,000円）、寄付金をなどをもって当る。

第18条 この会の年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。